

入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札に付します。
本工事は、電子契約システム対象案件です。
令和元年8月21日

支負担行為担当官

北陸地方整備局長 吉岡 幹夫

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 15

1 工事概要

- (1) 品目分類番号 41
- (2) 工事名 利賀トンネル(河床進入)工事(電子入札対象案件)(電子契約対象案件)
- (3) 工事場所 富山県南砺市利賀村押場地先
- (4) 工事内容
トンネル工 1式
トンネル工(NATM掘削・支保)
利賀トンネル 1,200.0m
河床進入トンネル 367.8m
坑門工 1式
舗装工(コンクリート舗装)
利賀トンネル 8,650㎡
河床進入トンネル 2,180㎡
監査歩廊 1,540㎡
- (5) 工期 契約締結日の翌日から1,051日間
- (6) 工事の実施形態

- 1) 本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する施工体制確認型総合評価落札方式(技術提案評価型S型)の試行工事である。
- 2) 本工事は、一次審査の審査評価点の合計が上位15者(ただし、15者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含む。)以外の競争参加者による入札は無効とする段階的選抜方式の適用工事である。
- 3) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。
ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。
- 4) 本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難しいものは、発注

者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。紙入札方式の承諾に関しては、下記5(1)の担当部局に承諾願を提出すること。

- 5) 本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事です。なお、電子契約システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えることができる。紙契約方式の承諾に関しては、下記5(1)の担当部局に紙契約方式承諾願を提出すること。
- 6) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
- 7) 本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。
なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。
また、実施方式については、受注者の希望により、単価等を個別に合意する方式(以下「単価個別合意方式」という。)又は単価を包括的に合意する方式(以下「包括的単価個別合意方式」という。)を選択できるものとし、包括的単価個別合意方式を選択する場合は、契約締結後、契約担当課から送付される「包括的単価個別合意方式希望書」を契約締結後14日以内に契約担当課へ提出すること。
なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「包括的単価個別合意方式」にて行うものとする。
- 8) 本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICTの全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記

録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事(施工者希望II型)の対象工事である。

- 9) 本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者を配置することができる試行工事である。なお、このような配置予定技術者のことを、専任指導者という。
 - 10) 本工事は、週休2日の取り組みを前提とした試行工事(発注者指定型)である。
 - 11) 本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。
 - 12) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行うことができる試行工事である。
- 2 競争参加資格
- 下記(1)に掲げる一次審査に係る評価の結果により競争参加資格を満たす者について、入札への参加を認める。
- (1) 一次審査 下記1)～11)の要件を満たしているものにより構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」(令和元年8月21日付け北陸地方整備局長)に示すところにより北陸地方整備局長から利賀トンネル(河床進入)工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加資格の認定を受けている者(以下「特定JV」という。)、又は下記1)～11)の要件を満たしている単体有資格業者(以下「単体」という。)及び経常建設共同企業体(以下「経常JV」という。)であり、企業の技術力について記載した申請書及び資料を提出した者で、下記1)～11)までの要件を満たす者のうち企業の技術力評価の評価点合計が高い順に15者までとする。(ただし、15者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含む。)
- また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、審査後、北陸地方整備局総合評価審査委員会において確認のうえ15者に追加して選抜するかどうかを決定する。
- 1) 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- 2) 北陸地方整備局(港湾空港関係事務に関するものを除く。)における平成31・32年度一般競争参加資格者で一般土木工事の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- 3) 北陸地方整備局(港湾空港関係事務に関するものを除く。)における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項(共通事項)について算定した点数(経営事項評価点数)が1,200点以上であること。
- 4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- 5) 平成16年度以降に元請けとして完成した工事で、下記(a)から(c)の要件を満たす工事の施工実績を有すること。なお、建設共同企業体にあつては全ての構成員がこの施工実績を有していること。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局(港湾空港関係事務に関するものを除く。)所掌の工事(旧地方建設局所掌の工事を含む。)に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。
 - (a) NATM工法によるトンネル工事であること。
 - (b) 内空断面積(覆工後の内空断面積(代表値))が50㎡以上であること。
 - (c) 施工延長(掘削かつ覆工)が1,100m以上であること。
 なお、(a)から(c)は同一工事であること。
- 6) 建設共同企業体の実績をもって単体として応募する場合は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。